

令和8年3月6日
奈良県広域水道企業団

宇陀市室生南部浄水場系給水地区の 水質基準超過(アルミニウム及びその化合物)について

下記の通り、宇陀市室生南部浄水場系給水地区の水道水において、アルミニウム及びその化合物が国の定めた水質基準値を超える濃度で検出されました。アルミニウムは、着色の観点から水質基準値が設定されており、今回検出された濃度を経口摂取しても健康影響はないと考えられますが、ご心配な方は念のため飲用をお控えください。

対象地区のお客様にはご心配をおかけし深くお詫びするとともに、再発防止に努めてまいります。

記

1. 発生地域

室生南部浄水場配水エリア(宇陀市室生田口元角川・室生下田口の一部)

影響戸数:最大約 150 戸

2. 事案の概要

令和8年3月5日(木)に実施した水道水の定期水質検査において、水質基準値を超過していることが判明しました。

(1) 浄水場

室生南部浄水場(宇陀市室生田口元角川)

アルミニウム及びその化合物 測定値 0.22 mg/L (水質基準値 0.20mg/L)

(2) 採水日

令和8年3月2日(月)

(3) 対応

浄水処理薬品の注入率の変更

3. 発生の原因と再発防止策

アルミニウムは、浄水処理用薬品(凝集剤)に含まれる物質であり、本事案は凝集剤の添加率が、処理に必要な量より過剰になっていたことが原因と推測されます。

ただちに、凝集剤の注入率の設定を変更し、再度水質検査を実施する予定です。引き続き、原因の詳細を調査するとともに、その再発防止策を講じてまいります。

お問い合わせ先

奈良県広域水道企業団 宇陀事務所

電話番号:0745-82-2185